平成２１年（フ）第２９０３号
神奈川県茅ヶ崎市常盤町７―18　エヌソレイユ102、住民票上の住所岩手県奥州市水沢区佐倉河字八ツ口26番地
債務者　及川　笑美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５２号
青森県上北郡七戸町字上町野100番地１
債務者　橋本　和彦
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１７号
青森市久須志３丁目１番28号
債務者　田中　祥幸
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１８号
青森市久須志３丁目１番28号
債務者　田中　照子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３４号
青森市堤町２丁目２番16号
債務者　宮本　政彦
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７７号
青森県下北郡東通村大字白糠字浜通66番地
債務者　田中たえ子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０７号
青森県北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫53番地１
債務者　田澤真喜子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
青森県五所川原市十三琴湖岳533番地７
債務者　高橋　聖毅
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第５６号
島根県益田市遠田町3713番地７
債務者　大谷　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第５９号
島根県益田市高津町イ2355番地23、住民票上の住所島根県益田市高津町ロ819番地１
債務者　岡崎　綾子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第６０号
島根県益田市高津町イ2355番地23
債務者　岡崎　好江
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第１８５号
栃木県小山市駅南町２丁目５番21号
債務者　嘉藤　朋子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１９０号
栃木県栃木市大町６番９号
債務者　日向野浩子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１９１号
栃木県栃木市箱森町４番23号
債務者　河村　文男
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１９５号
栃木県小山市暁１丁目13番６号
債務者　新井久美子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部